鳴沢村特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

(平成29年3月1日策定)

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

鳴沢村では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び鳴沢村行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月15日条例第23号。以下「番 号利用条例」という。)に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報(以下 「特定個人情報等」という。)を取り扱う。

番号法及び番号利用条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より 厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程等を整備し、職員等に遵 守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に 取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等を取り扱うに当たっては、以下の法令等を遵守する。

- ① 番号法
- ② 番号利用条例
- ③ 鳴沢村個人情報保護条例(平成17年9月26日条例第12号)
- ④ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ⑤ その他関連する法令及び規程

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用 目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託·再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき鳴沢村自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その 改善に努める。

3 問合せ先

鳴沢村役場 総務課 電話0555-85-2311